

議 事 録

令和3年度四万十町農業委員会5月総会

日 時	令和3年5月26日（水）午後2時00分 開議	
場 所	四万十町役場 本庁 東庁舎 多目的ホール	
日 程		
第1	指定第3号	会期の決定について
第2	指定第4号	議事録署名委員の指名について
第3	報告第4号	農地法第18条の規定による合意解約通知について
第4	報告第5号	非農地証明事務処理報告
第5	報告第6号	農地法第5条による許可申請に対する意見決定の農地区分の訂正について
第6	議案第6号	農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第7	議案第7号	四万十町農用地利用集積計画の決定について
第8	議案第8号	農用地利用配分計画案に対する意見決定について
第9	議案第9号	四万十町農業委員会が定める別段の面積について
第10	議案第10号	四万十町農業振興地域整備計画の変更について
第11		その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 欠席 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一 | 10. 山本 道雄 |
| 11. 甫喜本 治誠 | 12. 山脇 文男 | 13. 伊東 智江 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮 |
| 16. 竹内 純 | 17. 中原 英昭 | 18. 宮脇 眞弓 | 19. 林 幸一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 欠席 | 26. 欠席 | 27. 市川 正司 | 28. 欠席 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 欠員 | 32. 山本 奨一 | 33. 欠席 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 田村 守 | 38. 佐々木 通 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- 6番 下元 誠一郎 25番 窪田 良一 26番 甲把 雄 28番 大西 博之
33番 東出 一茂

〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・宮本 和也・森本 太貴・山川 美恵

〔農林水産課〕

高橋 直己

〔十和地域振興局〕

岡本 宰

事務局長 それではただ今より、令和3年度四万十町農業委員会5月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。大変お忙しい中ご出席ご苦勞様です。
SDGsをお聞きしたことがあると思いますが、持続可能な開発目標、17項目あるので、色々な環境問題等言われていますが、5月に国がみどりの食料システム戦略を立てました。50年までに化学農薬の使用量を半分にする。それから、化学肥料の使用量を3割減、有機農業を全農地の25%にするというような目標を掲げております。これから、農業するにあたって環境に配慮しながらやっていくように心掛けてやっていって欲しいです。また、来年の通常国会に向けて農地政策の見直しが行われておりまして、人・農地プランの法定化、担い手の認定農業者だけではなく、多様な担い手にしていこうとしていて、国も集積率が上がらない、今全国で53%。目標の80%にはまだまだほど遠いということで、地域で絵を描いて考えてくれとか、色々なことが国から降りてくるようです。これは言われる以前に、これから地域で農地や集落をどうしていくかを考えていかなければならないことなので、そういう目線で皆さま農業委員として地域のリーダーとして頑張っていって欲しいなと思っております。

議長 それではただ今から、令和3年度四万十町農業委員会5月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく申し上げます。
通常であれば、憲章朗読を行うところですが、高知県のコロナウイルス感染症対応のステージが「特別警戒」に引き上げられたため、今回は省かせていただきます。

議長 本日の会議に、6番 下元誠一郎委員、25番 窪田良一委員、26番 甲把雄委員、28番 大西博之委員、33番 東出一茂委員からの欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員15名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。
本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。
日程第1、指定第3号「会期の決定について」を議題とします。
お諮りします。令和3年度四万十町農業委員会5月総会の会期は、令和3年5月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。
次に、日程第2、指定第4号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に14番 武内道則委員と、24番 市川絢子委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続きまして、日程第3 報告第4号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」ご説明いたします。議案書は、3ページです。件数は、窪川地域の3件になります。

借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、影野字大倉田14番、地目、田、面積955㎡です。以下1筆ありまして、合計2筆、面積2,616㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和3年4月29日です。

番号2番、土地の所在地、床鍋字キシノ下タ889番、地目、田、面積504㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和3年4月29日です。

番号3番、土地の所在、床鍋字キシノ下タ890番1、地目、田、面積881㎡です。以下1筆ありまして、合計、2筆。面積990㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和3年4月29日です。

なお、この3件の農地についてはこの後、利用権で別の耕作者と設定を行うものです。説明は以上になります。

議長 報告第4号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが、何かありませんか。

特になければ、報告第4号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第5号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第5号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規程第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書は4ページ、添付資料は1ページからをご覧ください。今月は、窪川地域の4件となっております。

4件とも隣合わせの場所なのでまとめて説明させていただきます。

添付資料の地図の青で囲んでいる土地が番号1、緑が番号2、赤が番号3、黄色が番号4となります。

番号1番。志和字吹口723番、地目、田、面積、241㎡、外1筆で、合計624㎡です。

番号2番。志和字吹口721番、地目、田、面積、1,497㎡、外2筆で、合計2,428㎡です。

番号3番。志和字吹口730番イ、地目、畑、面積、52㎡、外2筆で、合計200㎡です。

番号4番。志和字吹口727番、地目、田、面積、277㎡、外2筆で、合計1,809㎡です。

全筆とも申請地は、20年以上前から耕作放棄地となり現在は原野となっています。令和3年5月6日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウヤむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地であると認め、令和3年5月10日非農地証明を発行しております。

議長 報告第5号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ報告5号は終わります。

議長 続いて日程第5、報告第6号「農地法第5条による許可申請に対する意見決定の農地区分の訂正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第6号「農地法第5条による許可申請に対する意見決定の農地区分の訂正について」報告いたします。令和3年3月の総会、議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の番号1番について、農地区分の判断に誤りがありましたので訂正させていただきたいと思えます。

議案書は5ページです。番号1について農地区分を3月の総会時は第2種農地としておりましたが、その後、県での判断が第1種農地10ha以上の広がりを持つ集団農地の一部という判断になりました。農地区分については申請者の判断ではなく、事務局の判断であるため、事務局の判断が不十分であり、大変申し訳ありませんが訂正をさせていただきます。

事務局と県との農地区分の判断の食い違いについては、添付資料の6ページから7ページをご覧ください。事務局としては、赤線で囲っている部分で農地が分断されていると判断しまして、申請農地は、約9.2haの農地の広がりを持つ集団農地の一部となり、第2種農地としておりましたが、黄色の太線で示しております箇所につきまして、県の見解では分断と見なしてもらえず、左上の黄色で囲っている、農地約1.8haを加えまして、10ha以上の農地の広がりをもった集団農地とされたため、農地区分を2種農地から1種農地に訂正するものです。

第1種農地になりますと、転用は原則不許可ですが、例外規定である農地法施行規則第33条第1項第4号の集落接続に該当し、第1種農地であっても例外的に許可することができる場所と確認していますので、許可要件は備えていることを申し添えます。

当該事案については、申請者からの申請自体に不備はなく、また許可要件を備えているため、一旦取下げてもらって改めて申請をしてもらい、議案に上げるということにはならないと考えています。農地区分については、申請者の判断ではなく、事務局での判断となりますので、ご理解いただけたらと思います。以上です。

議長 報告第6号について事務局の説明が終わりました。これは、事務局処理報告ですが何かありませんか。17番 中原英昭委員。

17番 どっちにしても、OKなのに県は細かい事を言うのか。県がわざわざ確認して駄目っ

て言うてきたんですよ。

議長 転用が駄目というのではなく、1種農地なのか2種農地なのか判断の違いということです。

17番 それを言う必要がどこにあるのか。隣接しているから1種農地であれ、2種農地であれ建てれる農地というのは、確認できるわけですよ。

事務局 総会が終わって、意見決定というのを農業委員会として県に出すのですが、農地区分が第2種農地としていたのですが、県が検討したら第1種農地に変更してくださいと返答がありましたので、勝手に書き換えるわけにはいけないので、報告という形にさせていただいて、改めて意見決定を県に出すこととなります。

17番 訂正しないといけないのは、県が訂正しないといけないと言ったからですか。

事務局 そうです。

議長 同時に1種農地の場合は、常設審議委員会にかけて意見を聞いてそれから県に上がっていく。というもうひとつ段階が要ります。2種、3種については、そのまま農業委員会から県に上がっていくので、手続きが違います。そうすると、常設審議委員会をとおしていかなくてはなりません。県の判断としましては、分断されていないという判断です。

議長 他に何かありませんか。

22番 基盤整備をしたら、第1種になるんですよ。基盤整備した所に家が建つわけではない。家が建つところは大体、宅地の所に建っているわけですよ。そういう所をなぜ、県は一概に書類上なんでそんなことを言うのだろうと、前から思っていた。

議長 農家としても山裾の人家の近くの農地に家を建てたり、そういう所を転用しますよね、出来れば、山裾の所は、別途に考えてほしいと何回も話をしたことはあります。しかし県はあくまでも一団の農地という判断をするわけです。

22番 基盤整備をするのは、農地を使いやすくするために、基盤整備をするのであって、宅地を建てるために基盤整備するわけではない。そうすると、若い人が移住してもなかなか家が建てれなくなる。

議長 基盤整備をした所がいかんというわけではない。1種農地の特例で60m以内やったらかまわないとか、集落接続とか色々要件がありますので、要件がクリアできれば転用可能です。今回は、集落接続という要件で転用をかけるということです。現状を見てもらうと、特に窪川エリアにとっては、山裾の農地は転用がしやすく、守れる部分はっか

り守るといふさびわけを本来してもらいたいというのが、僕らの思いです。

議長 他に何かありませんか。特になければ、報告第5号は終わります。

議長 続いて、日程第6 議案第6号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定対について」ご説明いたします。議案書は6ページです。件数につきましては3件で窪川地域が1件、西部地域が2件となっております。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。申請地の位置図は添付資料の8ページからご覧ください。

番号1からご説明します。土地の所有地、仁井田字ナガザコ、227番2、地目、田、面積1,348㎡です。以下1筆ありまして、合計2筆、面積が3,234㎡です。権利事由は所有権移転の売買です。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。窪川地区は以上になります。

事務局 続きまして西部地域からです。

番号2番について説明いたします。土地の所在地、市ノ又字六代田75番1、地目、畑、面積、916㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の要望です。譲受理由は、本人希望。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、野菜を栽培する予定です。

番号3番について説明いたします。土地の所在地、小野字幾屋敷545番2、地目、畑、面積、408㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の要望です。譲受理由は、本人希望。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、野菜を栽培する予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第6号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番から。8番 宮崎恵美子委員。

8番 19日に、譲渡人、譲受人から話を聞いてきました。

現況は、田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺には、悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人は、後継者もなく、この田んぼは耕地整備をしておらず、耕作するのに苦労していたそうです。色々な人に相談したそうですが、その結果こういう事になったそうです。譲受人は、隣にあるお父さんの田んぼとで1枚の田んぼに整備して、引き続き水稻を栽培するということですので、問題ないと思います。

議長 続きまして、番号2番。17番 中原英昭委員。

17 番 現地の確認と聞き取りに行ってきました。譲受人は、地域の担い手であり農地を効率的に活用しています。譲渡人は、高齢でもあり売買は農地の活用という点からも適当と考えております。以上です。

議長 それでは、番号 3 番。14 番 武内道則委員。

14 番 先日、譲受人に聞き取りに行つて来ました。現況は、畑であること、周辺農地に悪影響を与えないことを確認しています。譲受人は、認定農業者ではありませんが、地域の担い手あります。県外から I ターンされて頑張って落花生を作っています。玄関先の畑ですので、家庭菜園で野菜を作るそうです。やる気のある方で問題ないと思います。

議長 議案第 6 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 6 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よつて、議案第 6 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 7 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 7 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 3 年 6 月 1 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願いします。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。議案書は 7 ページから、添付資料については 11 ページからになります。件数につきましては 10 件中 9 件が窪川地域、1 件が西部地域となっております。
利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号1からご説明します。土地の所在地、金上野字堂免1219番、地目、田、面積、1,348㎡、以下3筆あり、合計4筆、面積4,318㎡です。設定は新規です。期間は令和3年6月1日から令和3年12月31日までの7ヶ月です。生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号2、土地の所在地、日野地字ヤカシロ316番、地目、畑、面積、357㎡です。設定は更新です。期間は令和3年6月1日から令和8年4月30日までの4年11ヶ月です。野菜を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号3、土地の所在地、日野地字後川292番、地目、田、面積、801㎡、以下2筆あり、合計3筆、面積1,711㎡です。設定は更新です。期間は令和3年6月1日から令和8年4月30日までの4年11ヶ月です。水稲、生姜、野菜を栽培する計画です。権利の種類は、292番、293番が賃貸借権の設定。294番が使用貸借権の設定です。

番号4、土地の所在地、日野地字梶原463番、地目、田、面積、1,112㎡、以下1筆あり、合計2筆、面積2,433㎡です。設定は更新です。期間は令和3年6月1日から令和8年4月30日までの4年11ヶ月です。野菜、水稲を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号5、土地の所在地、奈路字札建1179番、地目、田、面積、348㎡、以下3筆あり、合計4筆、面積4,844㎡です。設定は更新です。期間は令和3年6月1日から令和6年5月31日までの3年です。水稲を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号6、土地の所在地、奈路字堂ノ前1237番、地目、田、面積、2,485㎡、以下3筆あり、合計4筆、面積10,349㎡です。設定は更新です。期間は令和3年6月1日から令和6年5月31日までの3年です。水稲を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号7、土地の所在地、影野字大倉田14番、地目、田、面積955㎡、以下1筆あり、合計2筆、面積2,616㎡です。設定は新規です。期間は令和3年6月1日から令和7年12月31日までの4年7か月です。生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号8、土地の所在地、床鍋字キシノ下タ890番1、地目、田、面積、881㎡、以下1筆あり、合計2筆、面積990㎡です。設定は新規です。期間は令和3年6月1日から令和7年12月31日までの4年7ヶ月です。生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号9、土地の所在地、床鍋字キシノ下タ889番、地目、田、面積504㎡です。設定は新規です。期間は令和3年6月1日から令和7年12月31日までの4年7ヶ月です。生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

窪川地域は以上です。

事務局

続きまして西部地域からです。

番号10、土地の所在地、河内字堤ノ内491番、地目は畑、面積、2,575㎡です。外1筆ありまして、合計2筆、面積が4,056㎡です。設定は、新規の設定になります。期間は、令和3年6月1日から令和6年5月31日までの3年になります。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

議長 議案第7号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。1番の案件を、20番 中城康子委員。

20番 番号1番について、5月21日に貸出人と借受人双方に面接をして来ました。借受人は、認定農業者でもありまして、地域の担い手でもあります。150日以上農作業に従事していることを確認しています。圃場は十分管理されており、周辺農地には悪影響を与えないと思います。特に問題ないと思います。

議長 2番、3番、4番。27番 市川正司委員。

27番 2、3、4番について借受人から話を聞いてきました。借受人は、地域で数少ない担い手です。借受人は、年間180日以上、ほとんど365日土をいじっています。この農地は、なかなか条件が悪く、他の人が入りにくい様な土地ですが、本人は効率良く耕作しています。更新でもあり問題ないと思います。

議長 5番、6番の案件を、30番 澤田憲男委員。

30番 番号5番、6番についてですが、借受人から先日確認をしています。借受人は、地域の担い手でもあります。集積計画のとおりで更新でもあり問題ないと判断します。

議長 7番、8番、9番の案件を、7番 浜田大彰委員。

7番 7番、8番、9番の借受人が一緒ですので一緒に説明させていただきます。先日、借受人と貸出人から確認をとって来ました。現況は、田になっていますが3年ほど生姜を作っていますので、現在は畑という状態です。借受人は、新規就農者として今後、農業をやっていきたい方ですが、この地域で30代40代が生姜を作っているのですが、5、6年手伝っていました。今年から、自分で生姜を作りたいということで、新規就農者として助成をいただきながら農業を頑張っていきたいということで、今回借りるようになったそうです。議案の中の報告第4号にあった3枚の圃場ですが、同じグループで生姜を作ってまして、作り始めるのであれば、この借りていた農地を一度地主さんに返して、借りるようにしたらどうかと内々で話をまとめてから、借り受けるようになったそうです。本人は、150日以上農作業に従事していますし、周辺農地への悪影響もないと判断します。この案件は議案書のとおりですので、特に問題ないと判断します。

議長 議案第7号 について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第7号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第7号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 議案第8号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いします。

議案書は、11ページから12ページまで。権利の設定を受ける者の氏名、住所、賃借料については、お手元の議案書のとおりです。添付資料は、44ページからご覧ください。今月は、西部地域からの1件です。

番号1、土地の所在地、河内字堤ノ内491番、地目、畑、面積、2,575㎡です。以下1筆あり、合計2筆、面積、4,056㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和6年5月31日までで、野菜を栽培する計画です。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。
14番 武内道則委員。

14番 借受人は最近面積が増えてきまして、十和地域でも一等農地にあたる所ですので、共同出資者である四万十ドラマの代表の方にも来ていただき、3者で小一時間くらい話をさせていただきました。現況は、畑でありまして土羽の草も綺麗に刈って周辺農地には迷惑を掛けていないことは確認しています。

有機野菜の栽培をされるということで、カボチャとかズッキーニとかを栽培予定です。色々話を聞いていると、あちらこちらのスーパーからひっきりなしに注文が来ると明るい話がありました。人参芋を半分ほど植えるそうです。「ひがしやま」の材料を作るということです。有機野菜の売り口はあるそうで、まだまだ面積を増やしたいと意見を聞きました。何分にも従業員が少ないので、そこをなんとかしないといけないのではと聞きましたら、忙しい時には、四万十ドラマの従業員を駆り出してでも、周辺農地には迷惑をかけないようにすると代表の方から話をいただきました。これから先、注意して見回りは行こうとは思っています。今回は、問題ないと思います。

議長 議案第8号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第8号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第8号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第9 議案第9号 「四万十町農業委員会が定める別段の面積について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号 「四万十町農業委員会が定める別段の面積について」ご説明いたします。
農地を取得する場合、取得後の面積の下限は農地法で定められています。別段の面積、下限面積ですが、平成21年の法改正により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定めるとなっており、農業委員会は毎年、別段の面積、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっています。現在の四万十町の別段の面積は、お手元の資料48ページにあるように30アールとなっております。

別段の面積については、農地法施行規則第17条第1項により、当該設定区域内において定めようとする面積未満の農家が総数の概ね100分の40を下回らないように算定されるものであることとされております。

資料47ページをご覧ください。現在の農家台帳における経営面積と農家数となっております。10アール単位で表にしております。

右下に、20アール未満、30アール未満、40アール未満の経営世帯とその割合を記載しております。

四万十町全体の30アール未満の世帯は39.3%で40%を下回っており、40アール未満の世帯は46.9%で、30アール以上40アール未満の30アールが概ね40%を下回らない面積であり。下限面積は、今年も30アールと考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。
議案第9号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議長 議案第9号、「四万十町農業委員会が定める別段の面積について」は、現行の30アールで変更は行わないことに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第9号、「四万十町農業委員会が定める別段の面積について」は、現行の30アールで変更は行わないことに決定しました。

議長 続いて、日程第10 議案第10号 「四万十町農業振興整備計画の変更について」を議題とします。本議案は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、令和3年5月10日付けで、町長より協議のありました、四万十町農業振興整備計画の変更について、農業委員会の意見を具申するものであります。

担当課の説明を求めます。

農林水産課 いつもお世話になっております。農林水産課の高橋と申します。

今年度より農業振興整備計画の担当になりましたので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、四万十町農業振興地域整備計画の変更についてご説明させていただきます。今回の案件は、農用地区域への編入が7筆、除外が10筆となっておりますので、審議の程よろしく願いいたします。まずは、編入案件についてご説明いたします。

今回の編入案件については、全て令和3年度から日本型直接支払制度に新規加入するために、編入したいと申出のあった農地となります。資料の1ページをご覧ください。整理番号1から3、関係者は記載のとおりとなっております。農地は、大字窪川中津川字岸ノ上324番、外6筆、現況地目いずれも田となっております。地積は、3,924㎡で、今回、新規に編入したいと申出がありました。以上です。

続きまして、除外の案件についてご説明いたします。資料の9ページをご覧ください。整理番号1番、関係者は記載のとおりで農地は、大字金上野字ヒビノ木220番1、現況地目は田、地積は1,098㎡のうち473㎡を宅地（一般住宅）に供したいと申出がありました。

続きまして、整理番号2、関係者は記載のとおりで農地は、大字見付字長見山2677番1、現況地目は田、地積は268㎡のうち33㎡を墓地に供したいと申出がありました。

この農地は、現在建設中の高速道路に隣接しており、現在耕作は休止となっております。除外地以外の農地につきましては、工事完了後に土を入れまして畑として管理していくと確認を取っています。

続きまして、整理番号3、関係者は記載のとおりで農地は、大字南川口字シタヤシキ52番10、現況地目は畑、地積は236㎡を一般住宅に供したいと申出がありました。

続きまして、整理番号4、関係者は記載のとおりで農地は、大字魚ノ川字庵ノ川351

番 1、現況地目は田、地積は 109 m²のうち 30 m²を墓地に供したいと申出がありました。

続きまして、整理番号 5、関係者は記載のとおりで農地は、大字下道字ダバ地 228 番 4、現況地目は畑、210 m²のうち 21.71 m²を墓地に供したいと申出がありました。

続きまして、整理番号 6、関係者は記載のとおりで農地は、大字古城字カツ子 336 番 1、現況地目は畑、地積は 3,182 m²のうち 21.61 m²を墓地に供したいと申出がありました。

続きまして、整理番号 7、関係者は記載のとおりで農地は、大字古城字久保田 1490 番 1、現況地目は畑、地積は 396 m²のうち 10 m²を携帯電話基地局に供したいと申出がありました。この地番につきましては、KDDI 株式会社より県と携帯電話アンテナ設置について事前に協議がなされており、県より農地転用の必要がない旨の回答をもらっているため、現在設置されています。この部分は、事後での農振除外の手続きが可能になっております。

続きまして、整理番号 8、関係者は記載のとおりで農地は、大字地吉字滝ノ本 647 番、現況地目は田、地積は 813 m²のうち 18.90 m²を携帯電話基地局に供したいと申出がありました。

続きまして、整理番号 9、関係者は記載のとおりで農地は、大字十和川口字シモツルイ 1187 番、現況地目は田、地積は 906 m²を道の駅四万十とおわの駐車場に供したいと申出がありました。

続きまして、整理番号 10、関係者は記載のとおりで農地は、大字広瀬字ウエ畑 156 番 4、現況地目は畑、地積は 105 m²を宅地に供したいと申出がありました。また、この農地は、隣接地である大字広瀬字ヲキダバ 143 番 1 と一体利用する計画で、合計の地積は、364.25 m²となります。以上合計で 10 筆、1855.22 m²について除外したいと申出がありました。以上の案件につきまして、ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 担当課の説明が終わりました。

議長 質疑を許します。質疑はありますか。

除外案件が、今回 10 件あるのですが除外を認めるという事は、次の転用が出てくる時に認めることに繋がってくるので、皆さんも質問等があれば、しっかりと質問をお願いします。

1 番 除外案件というのは、1 種でも 2 種でもこれが除外案件で認められたら転用はとおるということですか。

議長 転用ありきで今除外が出て来ていますが、要件はクリアしているということです。集落接続だったり、色々な要件を基にここだったらいいというところで、除外案件が出て来ています。

議長 基地局の場合は、どうなりますか。

農林水産課 携帯基地局の申請について会長からご説明をとりましたので説明させていただきます。

ます。手続きにつきましては、2種類ありまして、そのまま既存の手続きの除外から入りまして転用という形と、県の方に基地局を建てたい業者が申請箇所を事前に確認をして許可が出てから除外の手続きに入っていく2種類があります。

簡単にはなりましたが、以上です。

議長 県へということは、直接行って話をして許可されたら除外だけでいいのですか。

農林水産課 そうです。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第10号 「四万十町農業振興整備計画の変更について」は、異議のない旨を町長へ回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第10号 「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」は、異議ない旨、四万十町長へ回答することに決定しました。なお、軽微な変更や修正がある場合は、町当局と会長の協議で行なう事にしたいですが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議が無いようですので、そのように決定いたします。

続いて、日程第11 「その他」の件について議題とします。

事務局ではありませんか。

議長 委員の皆さんで何かありませんか。

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和3年度 四万十町農業委員会5月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時10分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和3年 月 日

会 長

署名委員 14 番

署名委員 24 番
